

箕輪町地区社会福祉協議会推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の育成振興を助長し、地域住民の連帯と協働によって地域福祉の推進を図るため、地区社協の事業の経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業名及び補助金の額)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業名	対象経費	補助金の額
地区社協運営事業補助金	地区社協の「運営事業」に要する経費	予算の範囲内で地区社協均等割・人口割にて算出
ふれあい花壇事業補助金	地区社協（長寿クラブ）が行う「ふれあい花壇事業」に要する経費	15,000円を限度とする

(補助金交付の申請)

第3 補助金交付を受けようとする者は、箕輪町地区社協推進事業補助金交付申請書兼請求書（様式1）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第4 補助事業者は、補助事業が完了したときは、箕輪町地区社協推進事業実績報告書（様式2）を会長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年1月10日から施行し、平成8年度の補助金から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。